

教育を考える人の総合誌

昭和64年7月9日第三種郵便物認可・毎月1回5日発行
平成5年2月5日発行 第24巻第2号 通巻 第273号

北海道 教育の窓



如 月

1993

2

■特集

新春インタビュー

榎原長一書記長に聞く



今月の論壇

停学によつて生じた「欠課時数」の取扱について、調査、指導の必要はないか？



千歳高等学校教諭 吉岡 政昭

1 はじめに

「出席停止」に関しての教務内規の整理は、

指導要録の記載要領に準じて定められ、運用されているはずであるが、周知のように、こられるの「具体的な内容」は、目的別の各法令の「出席停止」の主旨に即して整理され、忌引を含め「出席停止・忌引等」と一括表現されているものが多。

「出席停止」にかかる目的別の法令とは、学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健法第12条による出席停止の日数ならびに伝染病予防法第7条及び8条による隔離。

そして学校教育法施行規則第48条（高等学

校は第65条で準用・非常災害等による臨時休

業）の授用。

忌引に関しては、教育委員会の示す統一的基準によつては、加えて「学校長が出席しなくともよいと認めた日数」も含めている。

だが同時に着目しておかなければならないことは、おそらくどの学校においても定められているであろう「教科科目は欠課として扱う」とした「ただし書き」条項についてである。一方で「出席しなくともよい日または欠席と見なされない日」と特別に定められた日に行われた教科・科目の授業時数が「欠席」として扱われるという矛盾とその不明確さとして扱われるという矛盾とその不明確さが、後述する問題を発生させていた。

この様な扱いの発端となる正式な法的「根拠」（公式表明）を私は知らないが、文部省初等中等教育局高等学校教育課監修の「高等学校指導要録と解説」（昭和四十九年三月十日第

1刷）に、その一端を見ることができる。
「新指導要録に関する一問一答」の中に次のやりとりがある。

問 ある生徒が対抗試合などに参加する場合、「出欠の記録」欄と「各教科・科目の学習の記録」欄の中の「欠席」欄の取扱が異なるが、矛盾していないか。

答 「各教科・科目の学習の記録」欄の中に「欠席」欄を設けたのは、高等学校が単位制のたてまえをとつていてことから、各教科・科目の単位修得の認定を行いう際の一つの要素となつていて、欠席の理由がどうであつても、実際に当該教科・科目の授業に出席しなかつたという事実に着目して欠席時数を記入すべきである。（…中略…）

なお、この様な生徒については、できる限り別の機会に補講するなどして、欠席をカバーするなど必要であろう。（アンダーラインは筆者）

上記のやり取りは、いわゆる「公欠」に関しての取扱に対するものであるが、回答の示すところは、そのことにとどまず、「単位制の建前」から、その日を「出席」（または、欠席と見なされない）扱いをして教科・科目については、理由のいかんを問わず「欠課」として扱うべきとしたものである。

この文部省の考え方は「出席停止」についても同様のものと受け止められたと推測されるに十分である。

今月の論壇

「高等学校指導要録と解説」によつて学校現場では、「欠席日数」についての統一的な扱いを可能にしたが、教科・科目の「欠課時数」の扱いに関しては、学校間による異なつた取扱を生むことになった。

この取り扱いの違いの影響は、単位認定に必要な教科・科目の必要出席時数（超過してはならない欠課時数の制限）の扱いに影響を与える学校間差を生み出し、中には関係法令によって「出席停止」になつた日の教科・科目の「欠課時数」を「一般的、私的欠課」と同様に扱い（欠席の理由がどうであれ、実際に出席しなかつたという事実に着目して）「留学生」「退学」に追い込んだという事例をも発生させている。

忌引・法定伝染病、交通災害、停学など「出席停止忌引等」にかかる欠課が、「公欠」と同様に「できうる限り別の機会に補講するなどして欠席をカバーするなど」とした文部省の見解による措置を取らなかつた学校が、一時的にせよ最近まであつたかどうか、また、今なおそれを可能ならしめる教務内規を持つ学校が存在するのかどうか、全道的、全国的にも調査が必要である。

この点に関する内規の扱いと事例は、場合によつては、新たな法的問題・教育問題を発生させているように思えてならない。

私は以上の観点にたつて、自校における内規の論議を踏まえ、石狩管内の全日制、定期制の教務担当者の協力を得て、「出席停止」の

うち「停学」による教科・科目の欠課時数の取扱に関する調査を行つた。

その結果、検討すべき課題を持った状況が存在することが判明した。

以下、アンケートの内容と結果、及び、それに関する私見を述べたい。

2 アンケートの内容と結果

〈内容〉

質問1 次の事例を念頭において、あなたの学校での取扱いについてお答え下さい。

停学を受けたことによって生じた欠課時数と「それまでの」または「それ以後」の怠学を含む私的な理由による欠課時数との合計が、進級、卒業に必要な「欠課時数の制限」を定めた時数や割合を超えるケース。

回答

① 停学による欠課時数と私的原因（入院等は別扱い）による欠課時数とを合計して取扱うので、その結果、留年扱いになる。

② 停学による欠課時数と私的原因（入院等は別扱い）による欠課時数とを合計して取扱うが、そのことによつて制限時数（割合）を超えた場合は、停学によって生じた欠課を、「特別」に考慮して扱い、停学による欠課の影響を除去している。

③ 停学による欠課時数は、入院等の欠課時数と同様に扱い制限時数（制限割合）枠の

拡大（2割を3割など）の対象として扱う。

その上で、停学による欠課時数と私的原因による欠課時数を合計して扱い、制限時数を超えた場合は、停学の時数が含まれていても留年とする。

欠課としてはカウントせず、除いて考える。

⑤ その他

〈結果〉

	調査校数	全日制39校	定時制	合計
カウントされる (①、③)	14	9	23	
〃 されない (②、④)	24	2	26	
そ の 他	1	0	1	

11校

*停学による欠課時数が、留年・退学に影響を与える欠課時数としてカウントされるか

	全日制	定時制	合計
① 10	7		
② 19	2		
③ 4	2		
④ 5	0		
⑤ 1	0		

3 アンケート結果の特徴と分類

アンケートにみる①と③は、ワングッシュションをおくかおかないかの違いはあるが、基本的には同じ視点に立っている。

つまり、私的欠課と停学による欠課を単純に合計して、留年とするか（学校によつては退学の指導）、それとも、入院などと同様の扱いをして時数の枠を広げるか（率の拡大）の違いはあるが、停学による欠課であつても、留年にする、または、して構わないとする点において基本的には同じである。

また、学校によつて時数枠（率）を広げる前提として、停学による欠課を含む「やむを得ない理由による欠課」の全体の中に占める割合を定めていたり、いかつたりなど「きびしさ」における学校間差も、留年・退学に「影響を与えて構わない」という点においては本質的に同じである。

一方、②と④は、停学による欠課を一時的にカウントするか、最初から除くかの違いはあるが、停学による欠課の影響を、留年・退学に「及ぼせてはならない」とする理解において同様であると考えられる。

アンケート結果に示されるように、本質的に異なつた視点による判断から、全く別な扱いになつてゐる学校が、數において、1対1くらいの比となつており近接していることに驚かされる。

私は、「停学による欠課」は「私的理性による欠課」と本質的に異なるものであり、その扱いは明確に区別して行うべきとの立場に立つてゐるが、全日制で約3分の1、定時制では8割の学校で、私的欠課と同じ扱いをしており、それがそのまま放置されていることに強い疑念を抱くものである。

そこで、以下、その問題点を整理し述べたいと思う。

4 停学による欠課を私的欠課と区別しない問題点

(1) 停学指導の目的や主旨に反する

まず、最初に確認したいことは、「停学とは何か」「何を目的として停学を課するか」といふことである。

私は、今までの教師としての実践的実感に基づいて、次のように位置づけたいと思う。停学とは、①同じ過ちを繰り返させないために、自己分析的な反省を迫ること。
②反省に立つた、新たな学校生活の再出発の為の指導である。

なお、この場合、同一学年、同一クラスへの復帰が前提である。

つまり、このようないくつかのことは、我々が、生徒に課す「停学」は、「反省」と「再出発のための新たな決意」を求めるものであ

つて、「留年」や「退学」を迫つたものではない。

すなわち、「停学」だけを迫つたはずなのに、結果として（あるいは自動的に）「留年」「退学」と同様の「効果」を与えてしまう事が生じたとすれば、それは、明白なる「論理上」「指導上」の矛盾を生じてしまう。

一週間の停学を課せば、時数オーバーとなり、「留年」もしくは「退学」になることを承知で、「停学」を課した事例を承知しているが、世間では、「予め、そなえることを承知で行う」行為を「未必の故意」によるものと言う。

調査によれば、「停学」と称して「未必の故意」による「留年」「退学」生み出してしまった教務内規を持つ学校が、全道に相当数存在することを推測させる。

留年の場合の欠課時数の最大数（割合）が、学校毎にそれぞれ定まつてゐるわけであるから、停学による欠課時数が一般的、私的欠課時数と合算するやり方は、その影響の大小において「いつ、停学を受けたか」によつても大きく異なつて来る。

4月、5月の時期の停学であれば、生徒自身の「自己抑制」や定時制であれば「職場の協力」などによって制限時数オーバーを回避する可能性が与えられる。

しかし、2月、3月の時期に課せられた停学は、欠課時数をそれなりに増やしていく生徒によつては、生徒自身の「自己抑制」も「職場の協力」も、何ら、実際的な効果を持たず、驚かされる。

時数オーバーを回避する可能性は与えられない。

つまり、同じ「一週間の停学」でも、停学を受ける時期によって、また、生徒によつては、「身分上の変更」を伴うほどの「大きな差異」を生むと言うのは、内規適用上の影響及び実損的効果の上で、「公平さを損ねる」という矛盾を感じさせている。

「さぱつたり、休んだりしなければそらならぬはずだ」「自業自得だ」という人が、いるかも知れない。

しかし、百歩譲つて、そうした意見が正しかつたとしても、トータルとして言えば、この種の「教務内規」の持つてゐる「論理上の矛盾」「指導上の矛盾」「公平さを欠く矛盾」は、解消されない。

(2) 停学は、「公権力の執行による出校停止」であつて「自己都合による欠課」とは本質的な違いを持ち「同一扱い」はできない。

停学指導の一般的な態様としては、「生徒の登校を認めず、自宅謹慎（登校諒慎を含め）」を課し、日常行動にも、大きな制約を加えながら、停学の目的を達成」することである。この場合、生徒に与えた条件は、「絶対的なもの」であり、指導を受ける生徒は、「様々な指導、指示に服する事が、「停学指導の前提」とされ、「停学解除の条件」とされる。「停学による欠課」は、この様な状況下で発生するのである。

従つて、この種の欠課は、自己都合による、いわゆる、「怠学」その他の欠課とは、本質的に異なり、「公権力を持って、強制的に生み出された欠課」である。

このような性格を持つ欠課と「一般的な欠課」とを、本質的に区別する事なく「加算」し、制限時数オーバーをもつて、留年・退学（制限時数方式の学校では）などの指導、処理をしてしまうなどは、「公権力の執行が、生徒の身分変更の後押しをした」形となり尋常なこととは思えない。

本来、時数オーバーによる留年や退学は、欠課時数の理由の全てが、「専ら、生徒側の私的な事情や理由」によるものでなければならぬ。

停学は、生徒側の「原因」によつて生まれたものであることは違ひないが、その結果生じた「欠課」は、公権力の強制力によつて作り出されたものであり、その性格からして「私的な、専ら、生徒側の理由」によるものではない。

生徒は、登校したくとも、登校できない。公権力の執行によつて、登校を禁止されていいるからである。

教務内規の適用によつて生じた「留年」「退学」の事実を、生徒の日頃の「欠席の多さ」や「努力不足」としてとらえ、さらに加えて、停学を受けたことを含め、「自業自得」として、是認するならば、停学という「指導行為」が、ある種の「制裁的」な、「刑罰的」な色彩を帯び、時には「報復的」なものとなってしまう。

日常的に指導に手を焼く生徒の停学という場面においても、「停学」と称して、「退学」に追い込むその可能性を、教師も生身の人間にあらざるという現象的発想からすれば、全く否

めに限定されなければならない。

従つて、「停学の解除」を持つて、生徒に対する「負荷」も解除されるのである。

しかし、停学の欠課時数を合算する「教務内規」は、「停学」を解除した後も、停学者に對し「負荷」を加え続け、時には留年・退学などの実損を与えることを「意味内容」として持つてゐる。

停学指導が不要となつた以後も、なおかつ、停学は、結果的には、「停学」を「指導」という「自業自得」として、停学者に「負荷」を加え続け、時には、留年・退学という状況に追いやることも「やむなし」として是認する立場は、反対を含む「違反行為」が生じた場合、一般的には、教師の方も感情的になつてしまふし、そのような状況の時、この「教務内規」の適用によつて生じた「未必の故意」による退学は、単に、「制裁的」「刑罰的」な意味あいにどどまらず、「報復的」な色彩を与えてしまう。

日常的に指導に手を焼く生徒の停学という場面においても、「停学」と称して、「退学」に追い込むその可能性を、教師も生身の人間にあらざるという現象的発想からすれば、全く否

定しきる事はできない。合算方式の「教務内規」は、そうした可能性すら生じさせているのである。

なおここで、懲戒による停学は、「懲戒」という言葉の示すごとく、もともと、「制裁的」「刑罰的」なものではないかという意見にも触れておきたい。

まず、一点目としては、学校長の行う「懲戒」が、直ちに「制裁的」「刑罰的」であるとするのは、余りに短絡的で、現場的発想ではない。

第2として、「停学の目的」と停学の「実施内容」に即して判断すべきである事。

従つて、停学を受ける側の生徒とその保護者から、「制裁的」「刑罰的」と受け止められることのないよう停学の「指導内容」に十分留意すべきである。

先刻、ご承知の通り、懲戒には、一般教員が行いうる「事実行為としての懲戒」と学校長のみ行える「法的効果をともなう懲戒」と2種類ある。

我々が、日常行っている生徒に対する「注意」や「叱責」などの「事実行為としての懲戒」は、法的根拠を持つて行われているものであるが、果して、これらの行為が、「懲戒」であるから「制裁的」「刑罰的」と言うであるとか。

また、学校長のみが行う「訓告」が、直ちに「制裁的」と受け止められるであろうか。

最初に確認したいことは、「懲戒」という言

葉から受ける印象とは別に、学校現場においては「懲戒」イコール「制裁的」「刑罰的」という立場は、ほとんど取らないのではないか。

しかし、一方では、停学に関しては、「正規の教育課程の履修を一時停止する」（出校停止・自宅謹慎など）という「指導の特徴」か

ら「制裁的」「刑罰的」とする受け留めかたが現実に存在することは否定できない。

だからこそ学校側としては、停学を受ける生徒やその保護者にたいして、担任や生活指導部の教師が、まずもって、「停学の目的は、あくまでも指導のためである」と強調するの

はその為である。停学は「罰を加える」為のものなく「充分反省して、高校生活を有意義に過ごし、立派に卒業できる」ようにその為の必要な指導（期間・内容）・援助であることを理解させる必要があるからである。停学が、いくつかの面で、生徒に「制約」や「強制」を加えていることから、生徒や保護者側が、「制裁的」「刑罰的」と受け留めることがある。

それは、処分に至った「問題行動」の性質上、友人関係を一時的に遮断し、「一人」で考えさせ、反省させ、決意させる（「純粹培養的な体制で臨む」事が、指導目的を最も効果的に達成することが出来ると判断されるからである。

要するに停学は、特定の状況下における指導目的を最も効果的にあらしめる為の一つの「指導形態」であつて「制裁」や「刑罰」を目的にしたものではない。

学校側の停学に対するこの様な位置づけや保護者や生徒の学校や教師に対する信頼感認識があつてこそ、保護者の協力を得、生徒を素直に反省させ、指導に服せることが出来る。

（3）処置指導に自己規制を生み「次善の指導」に陥る可能性を否定できない。

決して、「制裁」や「刑罰」を目的として、停学による欠課時数を私的理由による欠課

また、それを憶測せるような精神的・肉体的苦痛を与える「苦役」等々は、停学の内容としては採用されていない。

こうした考え方や立場は、すでに大多数の学校で共通理解を得ていいことではないだろうか。

時数と合算する教務内規を持つ学校においては、生徒が、校則違反をし、それが「停学に相当する行為」と判断される時、担任に限らず多くの教師は、「時数の余裕がどれだけあるか」とまず考えるであろう。

そして、その生徒に「時数に余裕のない」ことがわかったとき、少なからず、躊躇するはずである。何故なら、これから加えようとしているのは、あくまでも「停学」であるはずなのに、結果として、「留年」「退学」になつてしまふからである。

いわゆる「未必の故意」による「留年」「退学」処分に至ることについて、その矛盾に心悩ませる。該当生徒に必要なのは「停学」であつて「留年」「退学」ではないからである。この様なとき、担任に限らずその生徒の将来を心配する教師からは、積極的に「停学」という声は出にくく、むしろ「停学」に代わる「次善の指導」は何かと言うことについて考えざるを得ない。

しかも、この場合、「退学になるから次善の指導を」という論議は、内規の矛盾や問題性を離れては、余りにも「便宜的」すぎる。そうなれば、生徒の将来を心配する教師それぞれが、生徒の欠課状況や日頃の態度やその他「違反行為」の状況を総合的に感じ合いながら、「阿うんの呼吸」をもつて「次善の指導」を考えていかなければならなくなるし、場合によつては「根回し」などという忌まわしい行為が、生徒指導においてすら横行する

ようになる。

「次善の指導」で予想される問題点としては、「違反行為の内容」と「処置指導内容」との落差である。

要するに、「甘すぎる」という印象を、教師にも生徒にも与えてしまう。

特に、教師に対する反抗をともなう「違反行為」に関わった教師の感情や目撃した生徒の印象と落差は軽視できない。

もちろん、「次善の指導」と言えども、こうした「問題点」をも含め総合的に判断し、なおかつ、生徒の将来を考慮したことではあるが問題性は解消されない。

では、何故この様な「ややこしい」事が起り、「停学」に相当する行為を行つた生徒に對して必要な「停学」という指導を課することが出来にくい状況が生まれるのか。

また、それを予測しなければならないのか。アンケートには停学にすると留年の可能性のある生徒が出たとき、登校させて指導したとの事例が報告されている。

それは「停学の欠課時数を、一般欠課と同様に扱い、加算する」事になつている教務規定が、最大の「あい路」になつてゐるからである。

停学はあくまでも「反省」をさせ、「再出発」を可能にさせるための「指導」である。その為には、「目的以外の結果」を心配せず「違反行為」に相当する停学を加え指導に必要な期間を確保できる教務内規である必要がある。

5 おわりに
ある。

私たちは、とりわけ底辺校においては、毎年、「停学者」が出ることは覚悟しておかなければならない。

生徒実態や「育ち盛り」の子供達が多数占めているという事情を考慮すれば、「停学者」が出ることは、事の「大小」「軽重」の違いはあるが、それ自体、避けることはできない。

こうした「現代」の高校における「停学」による欠課時数を、一つの要因、もしくは重要なきっかけとして、自動的に「留年者」「退学者」を生んでしまう教務内規は、実態認識や教育論議の上でも検討の余地があると考える。

過日、私の行つた石狩管内における「停学」によって生じた欠課時数の取り扱いに関する調査によれば、「停学による欠課時数」が学校により異なつた扱いになつてゐるが、この傾向は一人石狩管内だけの問題なのだろうか。

北海道全体の中ではどんな割合になつてゐるのであろうか。調査がついてゐるのだろうか。

また、かつてこの問題について、学校の枠を超えて研究会や関係機関において論議された検討されたことがあつたのだろうか。

高校進学率の高まりとあいまつて、いわゆ

る「低辺校」と呼ばれる学校では、学校規律、低学力、怠学等による欠課の増加等々、様々な問題が指摘されて久しい。

肝心なことは、この「底辺校」と呼ばれる学校の方が、数において、圧倒的多数に及んでいることである。

この様な状況下で、停学による欠課時数を一般的な私的欠課と合算して行う教務規定は、「それ自体の是非を問う重要問題」として登場してきているのではないだろうか。

この問題が「裁判問題」にまで発展していく可能性(心配)はないのだろうか。

そうなった時、果して学校側は勝てるのだろうか。

勝つても負けても、教師も生徒も傷つくことにならないのだろうか。

私は、以上述べた問題が、学校毎の判断の違いとして済ませてよいほど、「軽い」性質の問題とは思われない。

この件については、今後、益々、全道的な「調査」と適切なる「統一的対応」が求められて来るのではないだろうか。

指導的立場にある各関係機関の積極的対応に期待するものである。

訂正とお詫び

●本誌一月号の年賀広告に誤りがありました。以下のように訂正させていただきます。

関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、お詫びいたします。

●本誌12月号「今月の論壇」に以下の誤りがありましたと訂正してお詫びいたします。

P 6・3段・1行目 還流→貢流
P 8・1段・4行目 ↓創造的でありうる
P 8・1段・29行目 ↓に抑制されなければ
P 8・2段・17行目 ↓グローバルな統合
P 9・2段・1行目 ↓エゴジカル人間
P 12・3段・24行目 ↓人と分かつことはで
P 12・3段・25行目 ↓荻野忠則著
↓ら、生命を尊重する

小樽市教育委員会

委員長 小前谷 真智子
副委員長 赤坂 篤也
教育長 石田 昌敏

上川管内教育長

委員長 小前谷 真智子
副委員長 赤坂 篤也
教育長 石田 昌敏

愛別町 鈴木 義一
占冠村 佐藤 文夫

株式会社 フーツサプライ インターナショナル

取締役 札幌支店支店長 壱井 稔

〒001 札幌市厚別区厚別東五条二丁目二四番地二〇一
電話 (011) 898-1001-1番
FAX (011) 898-1355番